

資格認定定義の変更について

資格区分	資格概要（現在）	資格概要（変更後）	施工可能範囲	耐力試験	耐力試験報告書	アンカー選択	母材判定	施工計画
第2種 あと施工アンカー施工士	ねじ径12mm以下(異形棒鋼はD13以下)の、あと施工アンカーを決められた施工計画により、通常の用法に従って、適切に施工できる技術的能力を有します。但し、あと施工アンカーの選択、母材の判断を伴うもの等は対象外です。	ねじ径12mm以下(異形棒鋼はD13以下)の、あと施工アンカーを決められた施工計画により、通常の用法に従って、適切に施工できる技術的能力を有します。但し、あと施工アンカーの選択、母材の判断を伴うもの等は対象外です。 また耐力試験の支援作業も不可とします。	M12以下 D13以下	×	×	×	×	×
特2種 あと施工アンカー施工士	ねじ径22mm以下(異形棒鋼はD22以下)の、あと施工アンカーを決められた施工計画により、通常の用法に従って、適切に施工できる技術的能力を有します。但し、あと施工アンカーの選択、母材の判断を伴うもの等は対象外です。	ねじ径22mm以下(異形棒鋼はD22以下)の、あと施工アンカーを決められた施工計画により、通常の用法に従って、適切に施工できる技術的能力を有します。但し、あと施工アンカーの選択、母材の判断を伴うもの等は対象外です。 耐力試験に関しては支援作業(機器の搬入・機器の組み立て・機器の適正な設置まで)は可能ですが、確認耐力の入力や耐力荷重の確認及び報告書の作成はできません。	M22以下 D22以下	×	×	×	×	×
第1種 あと施工アンカー施工士	決められた施工計画により、あと施工アンカー工事を適切に施工できる技術及び施工管理能力を有します。また、あと施工アンカーの耐力試験結果に関する評価、あと施工アンカーの選択、母材の判断を伴うもの等の技術的能力を有します。	決められた施工計画により、あと施工アンカーを適切に施工できる技術及び あと施工アンカー の施工管理能力を有します。また、あと施工アンカーの耐力試験においては 監(管)理者立ち合いの元、設計者が構造計算および設計条件に基づき設定した確認荷重値までの載荷を行い、確認と結果に関する報告書の作成を行える技術的能力を有します。施工上の不具合(鉄筋干渉・狭所施工・配線配管等)と母材の不具合(ひび割れ・仕上げ材の有無・ジャンカ・豆板等)によるあと施工アンカーのサイズや施工位置の変更提案は可能ですが、最終決定は設計者・監(管)理者の判断によります。	制限なし	○	○	×	×	×
あと施工アンカー 技術管理士	工事現場における、あと施工アンカー工事を適正に実施するため、当該工事の施工計画及び施工図の作成、工程管理、品質管理、安全管理等の工事の施工管理を的確に行うために必要な技術的能力(あと施工アンカーの耐力試験結果に関する評価を含む)を有します。	工事現場における、あと施工アンカー工事を適正に実施するため、当該工事の施工計画及び施工図の作成、工程管理、品質管理、安全管理等の工事の管理を的確に行うために必要な技術的能力を有します。 また、あと施工アンカーの工事中・工事後の検査及びあと施工アンカーの耐力試験においては(耐力試験実施は不可)評価を行える技術的能力を有します。但し技能講習修了者もしくは特2種資格登録者は耐力試験(M22・D22まで)及び耐力試験報告書の作成が可能です。	×	×	×	×	×	○
あと施工アンカー 主任技士	第1種あと施工アンカー施工士及びあと施工アンカー技術管理士の技術的能力を有します。	第1種あと施工アンカー施工士及びあと施工アンカー技術管理士の技術的能力を有します。 あと施工アンカーの耐力試験においては、すべてのサイズにおいて試験と評価が行える技術的能力を有します。	制限なし	○	○	×	×	○

注①2026年度より第2種は耐力試験の支援は不可となる。特2種の耐力試験の支援作業の作業範囲を明確に表示。

注②2028年度までは耐力試験と耐力試験報告書は実施可能ですが、2029年度より技能講習受講が特2種資格を取得しない限り耐力試験と耐力試験報告書の作成はできなくなります。

またこの資格での耐力試験はM22・D22までの範囲になります。(技能講習は2026年度から2028年度までの限定開催)

注③2026年度より第1種・技管・主任技士のアンカー選択、母材判定はあと施工アンカーの施工上不具合があった場合に、より良い方法を提案し監(管)理者に指示を仰ぐことに変更します。

変更箇所と理由

- ①第2種の耐力試験の支援作業はできなくなりました。特2種に関してはどこまでが支援作業なのかを明確に提示した。
- ②第1種は耐力試験の評価を外し確認と報告書作成までとする。またアンカー選択、母材判定はあと施工アンカーの施工時の不具合を是正するための提案とした。
- ③技術管理士資格で別途資格保有者(あと施工アンカー耐力試験技能講習修了者、特2種資格保有者)は耐力試験ができるようにした。(特2種資格ではM22・D22まで)
- ④技術管理士資格のみでは2029年度からは耐力試験ができないようにした。但し2029年度以降も特2種資格を取得すれば耐力試験(M22・D22まで)は可能とした。

現在の資格認定案内

資格認定の種類

資格区分	資格概要	施工可能範囲	耐力試験	耐力試験報告書	アンカー選択	母材判定	施工計画
第2種 あと施工アンカー施工士	ねじ径12mm以下(異形棒鋼はD13以下)の、あと施工アンカーを決められた施工計画により、通常の用法に従って、適切に施工できる技術的能力を有します。但し、あと施工アンカーの選択、母材の判断を伴うもの等は対象外です。	M12以下 D13以下	△ 注①	×	×	×	×
特2種 あと施工アンカー施工士	ねじ径22mm以下(異形棒鋼はD22以下)の、あと施工アンカーを決められた施工計画により、通常の用法に従って、適切に施工できる技術的能力を有します。但し、あと施工アンカーの選択、母材の判断を伴うもの等は対象外です。	M22以下 D22以下	△ 注①	×	×	×	×
第1種 あと施工アンカー施工士	決められた施工計画により、あと施工アンカー工事を適切に施工できる技術及び施工管理能力を有します。また、あと施工アンカーの耐力試験結果に関する評価、あと施工アンカーの選択、母材の判断を伴うもの等の技術的能力を有します。	制限なし	○	○	○	○	×
あと施工アンカー 技術管理士	工事現場における、あと施工アンカー工事を適正に実施するため、当該工事の施工計画及び施工図の作成、工程管理、品質管理、安全管理等の工事の施工管理を的確に行うために必要な技術的能力(あと施工アンカーの耐力試験結果に関する評価を含む)を有します。	×	○	○	○	○	○
あと施工アンカー 主任技士	第1種あと施工アンカー施工士及びあと施工アンカー技術管理士の技術的能力を有します。	制限なし	○	○	○	○	○

注① 第1種あと施工アンカー施工士・あと施工アンカー技術管理士・あと施工アンカー主任技士いずれかの立会い指示の下、耐力試験の支援作業が可能です。

現状の技術管理士受験資格

技術管理士の受験資格は下記表の通り、学歴に応じた実務経験/指定技術資格保有者/第1種あと施工アンカー施工士登録者/実務経験8年以上の、いずれかの該当者です(書類提出が必要な場合あり)

学歴等	大学 (新/旧大学・高専専攻科)		短期大学・高専 (旧短期大学専攻科)		高等学校 (専修学校・各種学校)		指定技術資格保有者 (注2)	第1種 あと施工アンカー 施工士登録者	実務経験
	指定学科 (注1)	その他 学科	指定学科 (注1)	その他 学科	指定学科 (注1)	その他 学科			
必要実務経験年数(注3)	1年以上	1年6ヶ月以上	2年以上	3年以上	3年以上	4年6ヶ月以上			8年以上
(注1) 指定学科	建築(工)学科 土木工学科 建設(工)学科 農業土木科 森林土木学科 鉱山土木学科 砂防学科 治山学科 緑地学科 造園学科 都市工学科 衛生工学科 デザイン工学科 電気(電子)工学科 機械工学科 情報工学科 環境学科 技術者審査委員会がこれらの学科と同等以上と認定した学科								
(注2) 指定技術資格	技術士 建築士(1級,2級) 建築施工管理技士(1級,2級) 土木施工管理技士(1級,2級) 建築設備士 インテリアプランナー 空気調和・衛生工学会設備士 コンクリート技士 コンクリート主任技士 建築設備士 電気工事施工管理技士(1級,2級) 管工事施工管理技士(1級,2級) 建設機械施工技士(1級,2級) 造園施工管理技士(1級,2級) 電気通信施工管理技士 第1種電気工事士 消防設備士(甲種) 圧接継手管理技士 技術者審査委員会がこれらの者と同等以上の資格があると認定した者								
(注3) 実務経験	「必要実務」とは「建設業法に定める建設、工事の管理および建築士法に定める設計・工事監理」に関する実務経験のこと								